

広島県青少年健全育成条例（昭和五十四年広島県条例第二号）〈抜粋〉

（立入調査等）

- 第四十五条** 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、営業時間内に限り、書店、興行場、利用カード等販売所その他の営業を営む場所に立ち入り、自主規制の実施状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。
- 2 公安委員会は、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に、営業時間内に限り、利用カード等販売所に立ち入り、この条例の遵守状況等を調査させ、関係者に質問させ、又は資料の提出を求めさせることができる。
- 3 前二項の規定により立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項及び第二項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。